

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2012～2014

課題番号：24252003

研究課題名(和文) EU統合下の移住女性とケアの政治 仏独伊の事例を手がかりに

研究課題名(英文) Migrant Women and the Politics of Care in the European Union: Perspectives from France, Germany and Italy

研究代表者

伊藤 るり (ITO, Ruri)

一橋大学・大学院社会学研究科・教授

研究者番号：80184703

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 17,000,000円

研究成果の概要(和文)：対象3カ国では、移住家事労働者は大多数が女性で、労働法上も移民法上も非正規の立場に置かれることが多い。フランスでは、家事労働に特定した移民受入プログラムはない一方で、対人サービス政策が、間接的かつ限定的に、移住家事労働者の就労をフォーマル化し、移住女性の社会統合を促進する。ドイツとイタリアでは、EUの東方拡大が生み出す域内移動空間の二元化のもとで、ケア分野でのインフォーマル雇用の増大と階層化が生み出されている。ヨーロッパ・レベルでは、対人ケア・サービスの産業化に向けた試みがみられるが、その効果は依然限定的である。

研究成果の概要(英文)：In all three countries studied, a great majority of migrant domestic workers are women and they often find themselves in irregularity, both in terms of labor and immigration laws. In France, domestic work has long provided an initial step for migrant women to be integrated in the labor market. More recently, the Personal Services Policy have had some effects in formalizing migrant domestic work. However the nature of employment persists to be precarious and fragmented. Both Germany and Italy are affected by the enlargement of EU toward Eastern Europe and the subsequent bipolarization of mobility, leading to an increase of informal employment and internal segmentation among migrant domestic workers. On the European level, there is an attempt to industrialize Personal Home-care Services, but its effects remain still unclear.

研究分野：国際社会学

キーワード：ケア グローバル化 EU 国際移民 ジェンダー 家事労働者

1. 研究開始当初の背景

(1) 先進資本主義経済における移住家事労働者の拡大、ならびに<ケア労働の国際分業>への傾向は、1980年代以降の「国際移動の女性化」とともに、1990年代以降、アジア、北米、ヨーロッパ、世界各地で顕著となっている。香港やシンガポールなど、1970年代以降、急速な工業化を遂げたNIEsでは、1970年代中頃から先駆的に移住家事労働者受け入れ政策が導入され、この流れは湾岸諸国にも拡大した。東南アジアから湾岸諸国へと広がる「家事労働者の取引」は、すでに1990年代初頭には新たな人身取引の形態としてNGOが警鐘を鳴らすほどの規模となった。他方、北米、特にアメリカ合衆国でも、1980年代以降、既存の「有償再生産労働の人種分業」(Nakano-Glenn)に加えて、新たにフィリピンやメキシコ等中南米からの移住女性が増え、グローバル資本主義経済の浸透とともに、<ケア労働の国際分業>の新たな局面に入った。

(2) ヨーロッパでも1990年代以降、移住家事労働者の存在が注目されてきた。2000年には、欧州議会において「インフォーマル・セクターにおける家事手伝いの規制」に関する決議が採択され、そのなかに移住家事労働者への依存の大きさについても言及されている。ヨーロッパでは、香港やシンガポールと異なり、移住家事労働者は労働法上、そして移民法上、二重の意味でインフォーマルな地位で就労するケースが多い。そして、福祉国家の後退、人口の高齢化、女性の就労率上昇を背景として、移住家事労働者の需要が高まる国々は家事労働者の実態把握と規制に一定の関心を示してきている。このようにヨーロッパに全体として移住家事労働者への依存の増大がみられる一方で、本研究で取り上げるフランス、ドイツ、イタリアの3カ国がそうであるように、その実態は、EUの移動空間における当該国の位置、また、当該国の移民政策、そして社会政策の歴史的諸条件によって相当に異なる。

(3) 以上を踏まえ、共同研究「仏伊独における移住家事・介護労働者 就労実態、制度、地位をめぐる交渉」(2009~11年度、基盤研究(A)海外学術調査、課題番号 21252001)では、3カ国における移住家事・介護労働者の制度的な位置づけに加えて、就労実態に接近するため、現地調査を重ねてきた。いうまでもなく、雇用契約をもたずに不安定な地位での就労を強いられ、さらに出入国管理上、非正規滞在者であることが多いため、移住家事労働者の統計データも乏しく、その実態をつかむには、長期の調査によってラポールを作っていくことが求められる。このため後継科研を申請して、現地調査を継続することとした。

2. 研究の目的

上記(3)に記したように、本研究の目的は先行する3年間の現地調査を踏まえ、その基礎に立って、フランス、ドイツ、イタリアの3カ国を事例として、(A)移住家事労働者の就労先国における制度的位置づけ(移民政策、ならびに社会政策上の位置づけ)、(B)移住家事労働者の就労状況と内部の階層性(B'として、フィリピン人家事労働者のフランスとイタリアでの横断的調査を含む)、(C)移住家事労働者への支援状況、ならび(D)EU/国家/ローカルの3水準で展開される移住女性とケアをめぐる政治、以上4点を、現地調査を通じて解明することにある。なお、(D)は、今回の科研で新たに補強を加えた局面である。

3. 研究の方法

本研究で調査研究の方針として、第1に、3カ国を事例とするが、均等にみるのではなく、「対人サービス」政策を進めるフランスに重点を置き、比較対照のうえでイタリアとドイツを取り上げる。第2に、個人家庭で就労する者を主たる対象とするが、保育・介護施設で働く移住ケア労働者についても一定程度配慮して調査を進める。第3に、EUを特徴づける以下の2つの空間政治を視野に入れて、移住家事労働者の状況を捉えることとした。

(a) EU/国家/ローカルという3つの空間レベルとその相互作用。「サービス自由化」、ジェンダー平等、雇用、移民などをめぐるEU共通政策が、移住家事労働者の処遇に関する政労使の交渉に及ぼす影響を捉えるため。他方で、地方分権化の作用や、移住家事労働者の内的な階層性を捉えるうえでは、ローカルなレベルが重要となる。

(b) EU 域内/域外の別、さらには域内格差がもたらす移住家事労働者の処遇の差異とこれをめぐる政治。域外出身者、新規加盟国出身者のシティズンシップ上の地位の違いを考慮に入れる。

(1) 現地調査

フランス：移住家事労働者への依存が高いパリ地域を中心に、パリ郊外の対人サービス振興協会、パリ市(雇用局、対人サービス担当)、対人サービス事業者(アソシエーション、企業)、全国個人家庭雇用主連盟(FEPEM)、フランス民主主義労働同盟(CFDT)・個人家庭賃金労働者組合、フランス労働総同盟(CGT)、移住女性支援団体、パリ労働裁判所などで聞き取り調査を行った。このほか、移民政策、ならびに対人サービスに関する研究者、専門家に対するインタビュー。パリ市及び郊外で、フィリピン人家事労働者ネットワークの参与観察調査。パリ郊外の対人サービス振興協会の協力を得て、派遣・紹介事業所を対象としたアンケート調査を試験的に実施。同調査で協力してもらった事業所を通じて、移住女性の就労実態に関するインタビ

ユー調査。

ドイツ：フランクフルトとベルリンでサービス部門労働組合 VER.DI、移住女性の自助・支援団体に対して、非正規移住家事労働者の就労実態と支援活動、並びに高齢者介護施設など7機関に対して介護保険の運用実態と移住ケア労働者の位置づけに関する聞き取り調査。ドルトムントでヘルスケア専門職をフィリピンから受け入れる二国間協定（2013年）についての調査。

イタリア：ボルツァーノ、ミラノ、クレモナで移住家事労働者の雇用、訓練、支援に関わる機関、団体、及び研究者に対する聞き取り調査と資料収集。フィリピン人家事労働者のネットワークに関してはローマ、ミラノで聞き取り調査。

ヨーロッパ・レベル：ブリュッセルで、欧州委員会、関連シンクタンク、労組（ETUC、ITUC、EFFAT など）、非正規移住者支援 NGO に対して EU の対人サービス分野における政策関心、及び本研究が取り上げる3カ国を含めた加盟国間の相互関係についての聞き取り調査。ジュネーブで、ILO 国際移民部、ならびに労働部に対して、第189号条約（家事労働者のディーセントワークに関する条約）の制定過程、条約採択後の課題群などについて聞き取り調査。

(2) 文献調査、ならびに史資料収集

特にフランスに関して、引き続き、家事労働者の労働協約と労働組合組織化の歴史を調べるため、オ＝ド＝セーヌ県公文書館、フランス民主主義労働同盟（CFDT）、国立移民史シテ、フランス国立図書館などで文献、統計、その他一次資料の収集を行った。

4. 研究成果

先行科研の基礎の上に、本科研の調査研究から見いだせる知見の概略は、以下のように整理できる。

(A)3カ国の政策、制度的枠組と移住家事労働者の位置づけ

【社会政策上の位置づけ】：福祉レジームの観点からみた場合、事例として取り上げる3カ国はいずれも「保守的レジーム」の部類に入るが、イタリアについてはとりわけ「家族主義」と特徴づけられてきた。老年化指数という点でドイツ(182.3)とイタリア(189.8)が突出して高いのに対して、フランス(121.1)は相対的に低い、高齢化は急速に進展している（いずれも2007年時）。また、男性稼ぎ主モデルはドイツとイタリアで強く、フランスで相対的に弱い。フランスは「働く母親」支援が手厚いことで知られるが、同時に、1990年代以降の長期不況のなかで、「雇用サービス小切手」、そして2005年以降は「対人サービス」振興政策が採られ、個人家庭を中心に生み出され、従来インフォーマルに働く家事労働者等によって提供されてきたサービスのフォーマル化、ならびに市場化を、

「雇用創出」の名のもとに進めてきた点も大きな特徴である（中力）。これに対して、ドイツでは雇用サービス小切手制度に類似した制度を1990年代後半に導入したものの浸透せず、頓挫している。他方で1994年に、日本と同様、介護保険を導入しているが、主婦を世帯内インフォーマルケアの担い手とする傾向は依然根強い（篠崎）。イタリアでは高齢者介護における国レベルでの公的サービスの弱体に加えて、1970年代の地方分権化以降、要介護高齢者への施策は地方レベルで展開されている。主流は介護手当などによる現金給付で、これがインフォーマルな家事労働者のサービスの購入を容易にしているとみられる（宮崎）。そして、その結果、旧来の「家族主義」と呼ばれていた家族モデルは、いまや「移民のいる家族（migrant-in-the-family）」モデルへと移行した（F. Bettio）。

【移民政策上の位置づけ】：移住家事労働者をフォーマルに受け入れる政策はフランスにはない。フランスの場合には、1973年の石油危機以降、家族合流によって入国した移住女性たち、あるいは非正規入国・滞在した移住女性たちが、家事労働者として働くことが多く、特にパリ地域など大都市圏ではこの傾向が強い。家族合流で入国した移住女性にとって、対人サービス部門での就労は、労働市場参入の最初の仕事として重要な役割を果たしており、その意味で社会統合の手段としても位置づけられる。ドイツでは、2004年のEUの東方第一次拡大に伴って、ポーランドなど隣接の新規加盟国に限定した家事労働者受け入れプログラムを導入したが、その規模は小さい。加えて、2013年にはフィリピンからのヘルスケア専門職に限った二国間協定による受け入れを開始している。比重として大きいのは、実際には、ポーランドをはじめ、東欧諸国からの「振り子」型移動（Morokvasic）によるインフォーマルな移住家事労働者の就労とみられる。これに対して、イタリアは、1970年代にいたるまでは移民送り出し国で、受け入れ国に転じたのはフランスやドイツでの受け入れが閉ざされて以降、1980年代に入ってからである。移民受け入れ後発国のイタリアは、1990年代末から、移民割当制度による家族援助者受け入れを行ってきた。また、非正規滞在移民の地位正規化措置においても、家事労働者を優遇する政策をとってきた。その結果、2009年現在で移住家事労働者の数は70万人を超え、家事労働者全体の85%を占めるに至っている。さらに、非正規滞在者を加えるなら、全体ではこの倍以上の数字に達すると推定される。

【小括】：フランスの場合、対人サービス振興政策をつうじて、間接的に、移住家事労働者の就労をフォーマル化する試みがなされてきている。移民政策の面では移住女性の社会統合の手段として、対人サービス分野の雇用が位置づけられているといえよう。イタリ

アの場合、社会政策（特に高齢者介護）は特に移住家事労働者を特定した働きかけがみられないのに対して、移民政策は割当制度と正規化制度の2つによって、「移民のいる家族」モデルを維持してきている。ドイツの場合には、社会政策と移民政策のいずれにおいても、移住家事労働者に直接働きかける施策は、東欧のEU新規加盟国に向けたものを除けば、明確なものはない。むしろEUの東方拡大に伴う、旧加盟国と新規加盟国の域内移動空間の階層化を利用したインフォーマルな雇用に終始しているといえそうである。

(B) 移住家事労働者の就労状況と内部の階層性

フランスについては、大都市に集中する移住家事労働者の就労実態を探るため、イル・ド・フランス地方、とりわけパリ郊外セヌ・サン・ドニ県を中心に現地調査を行った（伊藤、園部、村上）。以下、入手した資料に基づいて概略を述べれば、イル・ド・フランス地方で「対人サービス」セクターで働く労働者は23万人弱（2006年）と見積もられるが、うち8割が個人家庭で雇用されている。これに対して、雇用主世帯は50万を超え、同地方総世帯数の約1割、パリ市内に限れば2割弱が「対人サービス」労働者を雇用している。2008年の時点でこうした労働者の66%が移民、また「家事使用人」に占める外国籍が7割弱とみられる。こうしたなか、本研究では2種の聞き取り調査を行った。ひとつは、旧植民地（アルジェリア、コート・ジボワールなど）出身の移住女性在宅支援員19名へのライフストーリー・インタビューである（園部）。そこから浮かび挙がる労働条件は、短期契約と失業の繰り返し、短時間の細切れ労働であり、賃金水準も最低賃金であることが多い。また在宅ケアに関しては、「職業化」に向けた一定の政策がとられ、資格の取得がわずかながらよりよい待遇に結びつくような制度がある。いまひとつは、主にパリの富裕層世帯というニッチで働くフィリピン人家事労働者に対する聞き取りである（伊藤、小ヶ谷）。フィリピン人家事労働者の多くは非正規滞在者で、住み込みと通いの両方がある。とを総合すると、フィリピン人家事労働者は多数が非正規滞在者で、フランス語能力に乏しく、もっぱら英語を話すため、旧植民地出身者に比べてアソシエーションや公的セクターで働くことはできず、富裕層の個人家庭にインフォーマルに雇用される傾向にある。これに対して、旧植民地出身者のなかにも非正規滞在者はいるが、家族合流の枠で入国した者も多い。一般にフランス語能力がフィリピン人より高いが、都市部出身か農村部出身かで、フランス語の会話と最低限の読み書き能力には格差があり、このことがその後の雇用の可能性を強く規定する。

イタリアで就労する移住家事労働者はフランスのように都市部に限定されず、農村部においても住み込みの就労がみられる。ドイツと同様、東欧の新規加盟国に近いことを反映し、ルーマニアからの家事労働者が多い。EU域外出身の移住家事労働者総数は2011年時点で90万人弱だが、そのうちの4分の1を占めるのがウクライナ、次いで多い順にフィリピン、モルドヴァ、ペルー、スリランカ出身者となる。EU域内出身者か域外出身者かで処遇が異なり、後者については正規化されたとしても最長2年の期間を区切った「一時的労働力」としての地位を得るに留まる。ドイツでは、東欧諸国がEU加盟したことにより、その就労実態についても変化が起きた可能性があるが、今回の調査研究では詳らかにできていない。

(B') フィリピン人家事労働者の横断的研究：なお、フィリピン人家事労働者については、主にフランス（パリ）とイタリア（ローマ、ミラノ）で現地調査を行った。フランス在住のフィリピン人は2000年代以降、約5万人の水準にある。うち8割程度が非正規滞在者であり、そのなかには家事労働者が占める割合は多いとみられる。多くは、前述のごとく、パリの富裕層世帯をニッチとして就労し、旧植民地地域出身家事労働者とは概ね切り離された状況にある。だが2008年以降の「就労による正規化」を機に、フランス民主主義労働同盟を拠点として、従来、労働運動とは距離をとってきたフィリピン人家事労働者の一部が正規化キャンペーンに参加した。既成のフィリピン人団体が出身地や教会での活動をベースにものであるのに対して、フランスの主流社会のなかへの参加がみられるようになったのは、大きな変化といえる。他方、イタリアには約20万人のフィリピン人がいるとみられ、非正規滞在者の比率は20%程度とみられ、フランスに比べて、地位が相対的に安定している。また、家事労働者は約7万人である。1990年代までは、女性が多かったが、その後、正規化措置によって家族呼び寄せへの道が開かれ、定住傾向にある。また高齢者層も一定程度増えてきている。ルーマニア、ウクライナといった地域からの家事労働者に比べ、フィリピン人は相対的に高い賃金水準の仕事を得られ、「移住者のエスニック・ヒエラルキー」の中での優位性が観察されているが、現地調査では、家族形成していくなかで、家事労働者としての地位は親から子へ引き継がれるだけでなく、配偶者同士が家事労働者というケースもみられ、他のエスニック集団に比べれば相対的に優位であっても、家事領域の雇用から抜け出せない「固定化」への傾向が認められた（小ヶ谷）。パリでは、いったん地位正規化したあとも、家事労働から抜け出せないという現象は認められる。

(C)移住家事労働者への支援状況
移住家事労働者の就労と生活にあたっては、親族ネットワークやエスニックなアソシエーションが果たす役割が大きいことは周知のとおりだが、以下では、主としてホスト社会の側での支援のあり方に重点を置いて、本研究の知見を整理する。

【労働協約と労働のフォーマル化】：フランス、ドイツ、イタリアの3カ国は、いずれも家事労働者のための全国労働協約を有する。フランスの場合、家事使用人の組織化は20世紀初頭にまで遡ることができるが、戦後に限って言えば、1951年に家事使用人の協約が締結され、1999年には「個人家庭雇用主の被雇用者」のための全国協約が結ばれた。ドイツでも、2001年家事労働者の協約があり、イタリアでは1974年に協約が結ばれている。フランスの場合、労働協約は国籍を問わず、また非正規滞在者であっても、労働者としての権利を主張でき、労働審判所に訴えることができる。アジア諸国はじめ多くの国で、家事労働者は労働法の適用外となることが多いのに比べて、ヨーロッパでは家事労働者の権利保障は少なくとも法規範として認められている。問題は、それが実際にどの程度徹底して適用されているかだが、この点は、各国で課題が残っている。特に移住家事労働者の場合には、協約の存在すら知らない者も多い。こうしたなかフランスでは、対人サービス振興政策は、個人家庭に雇用される家事労働者（移住女性を含む）の組織化を促進する効果をもったといえる。他方、イタリアでは自治体レベルで、雇用先と家事労働者のマッチングをするサービスやイタリア語の教育などがなされている。

【非正規滞在者の地位正規化】：非正規滞在者が多い移住家事労働者への支援という点で、重要なのは地位の正規化である。フランスでは2008年以降、「就労による正規化」措置が、インフォーマルな就労を孤立した家庭で行う家事労働者にとって不利であることから、その資格条件の変更を求める交渉が労働組合や移民支援団体によってなされ、2010年には、複数の雇用主のもとで働く家事労働者や、個人家庭が雇用する時間数について一般労働者より少ない週20時間であっても、正規化を認める方向が引き出された。ドイツでは非正規滞在の家事労働者の正規化はフランスに比べてより困難である。イタリアにおいては、先述のように、家事労働者は正規化措置の枠組において、むしろ優遇されており、この点はドイツやフランスとはきわめて対照的な状況にある。

(D) EU / 国家 / ローカルの3水準で展開される移住女性とケアをめぐる政治：

EUの政治において、家事・介護労働分野における雇用創出への関心はまず1993年のドローール白書において示された。当時、この問題は失業対策の観点から議論され、「ローカ

ル・サービス」と命名されたが、それから20年後の現在、欧州委員会の「雇用パッケージ」策定の過程で「対人・対家庭サービス」での雇用創出が謳われるようになり、主要な関心が女性の就業率向上とこれを支えるための「ワーク・ライフ・バランス」の実現にシフトしてきている。そして、移住家事労働者は、これを支える存在として位置づけられることになる。他方、EUレベルでの移民政策の議論では、移住女性の社会統合の問題が課題となっているが、それは必ずしも欧州委員会の雇用対策と関連づけられていない。このように社会政策と移民政策とはEUのレベルで有機的に議論されているとはいいがたいが、その一方で、現地調査で明らかになったのは、フランスの対人サービス振興政策にみられるような、ケアの分野での営利企業のEUレベルの国境を越えたネットワークの構築であり、ケアの領域の市場化を推進する新自由主義的関心の広がりである。2011年に採択されたILOの家事労働者条約は、こうした劣化する雇用への移住女性の動員に歯止めをかける重要な国際労働基準の制定として注目できる。本研究の調査で得られたデータに依拠する限り、2000年代以降、ケアの政治において伝統的に各国で築かれてきた制度は、フォーマル化、あるいは市場化を推進する諸勢力（そのもっとも大きな流れは新自由主義勢力にあるが、それに限られない）によって徐々に浸蝕されているが、それと同時に、移住家事労働者への支援活動もまた越境的に展開されつつある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

ITO, Ruri, La division internationale du travail reproductif et les travailler-se-s domestiques migrant-e-s en Asie : Comprendre la position 《 périphérique 》 du Japon, Hommes et Migrations, 査読無, N° 1302, 2013, pp.33-39

伊藤るり, EUの重層化する移民空間と共通移民政策 フランスのサンパピエを参照点として, 歴史地理教育, 査読無, 811号, 2013, pp.27-35

中力えり, EUの雇用政策・社会政策の変容とフランスの「対人サービス」政策, 和光大学現代人間学部紀要, 査読無, 6号, 2013, pp.81-95

宮崎理枝, 移住家事・ケア労働者とその非可視性 2000年代後半のイタリアの事例から, 大原社会問題研究所雑誌, 査読有, 653号, 2013, pp.23-39

伊藤るり, 国際移民とジェンダー 研究領域としてのひとつの素描, ジェンダー史学,

〔学会発表〕(計 5 件)

宮崎理枝, イタリアの外国人介護労働者と支援政策 支援の実施主体に着目して, 日本社会福祉学会第 62 回秋季大会, 2014 年 11 月 30 日, 早稲田大学(東京都新宿区)

SONOBE Yuko, Les aides a domicile d'origines etrangeres en France : des travailleuses hors normes, Journees d'etudes : Le travail hors normes, 2014 年 11 月 04 日, Université Paris Diderot-Paris 7, Paris(France)

宮崎理枝, 非可視化する外国人介護労働者 イタリアの移民政策と地方政策, 社会政策学会第 129 回大会, 2014 年 10 月 12 日, 岡山大学(岡山県岡山市)

ITO, Ruri, The Development of "Personal Services" Policy and Its Impacts on Migrant Labor in France: A Study of Regularization Campaign for Undocumented Migrant Domestic Workers, International Sociological Association, 2014 年 07 月 14 日, パシフィコ横浜(神奈川県横浜市)

OGAYA, Chiho, "Care" and Migration between the Philippines and Japan: from the perspective of "feminization of migration", Conference on Theories and Practice of 'Care': International Comparison, 2013 年 06 月 13 日, Université Paris Descartes, Paris(France)

〔図書〕(計 5 件)

宮島喬, 佐藤成基, 小ヶ谷千穂, 樋口直人, 上林千恵子, 竹ノ下弘久, 高畑幸, 高谷幸, 佐野麻由子, 徐阿貴, 小林宏美, 村上一基, 国際社会学, 有斐閣, 2015, 241 (132-147)

田多英範, 齋藤有里, 森周子, 松本由美, 宮崎理枝, 山本麻由美, 佐々木貴雄, 金成垣, 松江暁子, 朱珉, 真殿仁美, 世界はなぜ社会保障制度を創ったのか : 主要 9 か国の比較研究, ミネルヴァ書房, 2014, 370(121-54)

森千香子, エレン・ルバイ、ステファン・ロジエール, カトリーヌ・ヴィトール・ド・ヴェンデン, 古屋哲, ディディエ・ピゴ、田嶋淳子, 菊地夏野, ミグル・ユーロップ・ネットワーク, 国境政策のパラドクス, 勁草書房, 2014, 272 (1-18)

天瀬光二, 宮崎理枝, 岩田敏英, 樋口英夫, 北澤謙, 欧州諸国における介護分野に従事する外国人労働者 ドイツ、イタリア、スウェ

ーデン、イギリス、フランス 5 カ国調査, 労働政策研究・研修機構, 2014, 121(27-45)

宮崎理枝 他, 宇佐見耕一, 小谷眞男, 後藤玲子, 原島博編, 世界の社会福祉年鑑 2012 年, 旬報社, 2012, 736 (181-185)

〔その他〕

ホームページ等

一橋大学 国際社会学プログラム

http://www.soc.hit-u.ac.jp/~trans_soci/index.html

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊藤 るり (ITO, Ruri)

一橋大学・大学院社会学研究科・教授

研究者番号: 80184703

(2) 研究分担者

定松 文 (SADAMATSU, Aya)

恵泉女学園大学・人間社会学部・教授

研究者番号: 40282892

小ヶ谷 千穂 (OGAYA, Chiho)

横浜国立大学・大学院都市イノベーション

研究院・准教授

研究者番号: 00401688

園部 裕子 (SONOBE, Yuko)

香川大学・経済学部・准教授

研究者番号: 20452667

中力 えり (CHURIKI, Eri)

和光大学・現代人間学部・准教授

研究者番号: 50386520

宮崎 理枝 (MIYAZAKI, Rie)

大月短期大学・経済科・教授

研究者番号: 20435283

森 千香子 (MORI, Chikako)

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号: 10410755

(3) 研究協力者

ミリヤナ モロクワシチ=ミューラー

(MOROKVASIC=MÜLLER, Mirjana)

フランス国立科学研究センター・名誉研究

部長

篠崎 香子 (SHINOZAKI, Kyoko)

ルール大学ポーフム・社会科学部・上級専

任講師

村上 一基 (MURAKAMI, Kazuki)

パリ第 4 大学・博士課程